

外貨普通預金

平成28年1月4日現在

1. 商品名	外貨普通預金
2. 商品概要	外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。
3. 預金保険	外貨預金は預金保険の対象外です。
4. 販売対象	当金庫にご本人名義の円普通預金、円貯蓄預金または円当座預金をお持ちの、個人・法人とします。ただし、居住者（注1）の方に限ります。
5. 期間	期間の定めはありません。
6. 受付時間	米ドル建て：10：00～14：00 ユーロ建て：11：00～14：00までとさせていただきます。
7. 預入 (1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時お預け入れいただけます。 ・ 円貨で預入の場合、円指定口座からの振替のみのお取り扱いです。 ・ 異種外貨での外貨普通預金口座への預入はお取り扱いできません。 ・ 預入資金が、米ドル現金・米ドルT/Cの場合、米ドル普通預金口座への預入日は翌営業日以降となります。なお、預入には別途手数料を頂戴します。 ・ ユーロ現金・ユーロT/Cによるユーロ普通預金口座への預入はお取り扱いできません。
(2) 最低預入額	1通貨単位。
(3) 預入単位	1補助通貨単位（米ドル、ユーロともに1セント単位）まで預入可能。
(4) 預入通貨	米ドル、ユーロ。
8. 払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時払出。 ・ 円貨で払出の場合、円指定口座への入金のみのお取り扱いです。 ・ 外貨普通預金口座から、異種外貨での払出はお取り扱いできません。 ・ 米ドル普通預金口座からの米ドル現金の払出は、金額や金種によっては、お申込当日に応じられない場合があります。また、払出には別途手数料を頂戴します。 ・ 米ドル普通預金口座からの米ドル現金の受け渡しは、払出日の翌営業日以降となります。 ・ 米ドル普通預金口座からの米ドルT/Cの払出はお取り扱いできません。 ・ ユーロ普通預金口座からのユーロ現金・ユーロT/Cの払出はお取り扱いできません。
9. 利息 (1) 適用利率	変動金利。マーケット環境等により見直しをすることがあります。
(2) 利払方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。
(3) 計算方法	毎年3月と9月の利息決算日（第2日曜日）の翌営業日にお支払いいたします。
10. 税金について	<p>（個人のお客さま）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お受取利息には、源泉分離課税（国税15%、地方税5%）の税金が適用されます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります（なお、マル優はご利用できません）。 ・ 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含め

	<p>た給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</p> <p>(法人のお客さま)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合課税。 <p>※詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。ようようお願い申し上げます。</p>
11. 手数料および適用相場	<p>お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。</p> <p>詳しくは「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。</p>
12. 付加できる特約事項	<p>ございません。</p>
13. お問い合わせ先	<p>お取引店までお問い合わせください。</p>
14. 当金庫が対象業者となっている認定投資者保護団体	<p>ございません。</p>
15. 通帳・キャッシュカードのお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳式（本預金の口座開設にあたり、通帳を発行いたします） なお、国内の円建て普通預金と異なり、ATMでの入出金および記帳はできません。 ・キャッシュカードは発行しません。
16. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはコンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03-3913-1158）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決をする方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
17. 留意事項	<p>金融商品取引法の対象商品です。商品性については、あらかじめ契約締結前交付書面等で十分ご理解・ご承諾のうえ、お手続きください。</p>
18. お申し込み時のご注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含

	<p>んだ為替相場である当金庫所定の TTS レート（預入時）、TTB レート（引出時）をそれぞれ適用します）。</p> <p>したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
--	---

（注1）居住者とは、日本に住所や居所を有し、活動している個人や法人をいいます。

また、国内円預金と同様、定められた手続きにより本人確認をさせていただきます。